

## ♪ 会のめざすところ

造血幹細胞移植を受け、または受けることを希望している等の血液疾患の患者、家族及び関係者が交流を深め、情報の交換や医療に関する認識の向上を図ることにより、闘病中または退院後の環境づくりをめざします

また、あとから来る患者さんたちに、体験に基づく活きた情報を提供するなどの協力活動をすすめます。

会の運営は、「気楽に。自然に。」をモットーに、会員の「自由な発想で企画」し、それぞれが「可能な範囲で参加」する、明るく楽しいものとします。

## ♪ 会 則

(名称)

第1 この会は、「血液疾患と歩む患者・家族の会 まろまる」と称します。

(目的)

第2 この会は、血液疾患の患者、家族等が交流を深め、情報の交換や医療に関する認識の向上を図り、療養生活の環境づくりを目的とします。

(会員)

第3 この会の会員は、次のものとします。

- (1)正会員 血液疾患の患者及びその家族
- (2)サポーター会員 会の趣旨に賛同し、共に活動に参加するもの

(活動内容)

第4 この会は、目的を達成するために次のような活動を行います。

- (1)定例談話会、患者・家族との相談活動
- (2)会報の発行、その他の情報提供活動
- (3)レクリエーション活動、講演会・勉強会等の開催
- (4)その他の必要な活動

(組織)

第5 この会は、総会、運営委員、監事、顧問及び事務局で組織します。

- (1)総会は、毎年1回開催し、次のことを話し合います。
  - ①活動方針、予算の決定及び会計の承認
  - ②運営委員、監事及び代表の選出
  - ③その他の重要な事項
- (2)運営委員は代表を含め10名程度とします。任期は1年間とし、再任は妨げません。  
運営委員は、互選により、副代表2名、会計2名を決定します。  
各運営委員は、第4(1)(2)(3)の活動について、分担して専任担当となります。
- (3)事務局は、「青森県立中央病院血液内科外来」内におきます。

(会費)

第6 この会の運営資金は、会費及び趣旨に賛同される方の善意により行います。

- (1)会費は次のとおりとします。

正会員	1家族につき年2千円
サポーター会員	1名につき年5百円

(附則)

- 1 この会則は、平成18年7月1日より発効します。
- 2 この会則は、平成19年7月1日から適用します。